

## 配慮書の縦覧方法および意見書の提出方法

### 1 配慮書の縦覧方法

#### (1) 縦覧場所

縦覧場所	所在地	縦覧時間※
福井県庁 安全環境部 環境政策課	福井県福井市大手3丁目17番1号	8:30 ~17:15
あわら市役所 市民生活部 生活環境課	福井県あわら市市姫三丁目1番1号	8:30 ~17:15
あわら市 北潟公民館	福井県あわら市北潟第150号1番地	8:30 ~17:15
坂井市役所 産業環境部 環境推進課	福井県坂井市坂井町上新庄28-5-3 (坂井健康センター2階)	8:30 ~17:15
坂井市役所 三国支所	福井県坂井市三国町中央一丁目5-1 (みくに市民センター内)	8:30 ~17:15
石川県庁 行政情報サービスセンター	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	8:30 ~17:45
加賀市役所 経済環境部 環境政策課	石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地	8:30 ~17:15
加賀市 塩屋地区会館	石川県加賀市塩屋町イ29番地1	9:00 ~16:00

※いずれも土曜日・日曜日・祝日を除く

#### (2) 縦覧期間

2019年9月27日(金)から2019年10月28日(月)

#### (3) インターネットによる公表

株式会社 OSCF のホームページ (<http://oscf.co.jp/news/190926.html>) において2019年9月27日(金)午前9時半から2019年10月28日(月)午後6時までの間、配慮書をご覧いただけます。

## 2 意見書の提出方法

配慮書について環境保全の観点からご意見をお持ちの方は、意見書を縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または郵送によりお寄せください。

### (1) 意見書への記載事項

- 氏名および住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- 配慮書について環境保全の観点からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

### (2) 意見書の提出期限

2019年10月28日（月）まで（郵送の場合、当日消印有効）

### (3) 意見書の郵送先

〒105-0004

東京都港区新橋三丁目3番14号田村町ビル8階

株式会社 OSCF

### 【配慮書に関するお問い合わせ先】

株式会社 OSCF

電話番号（03）6457-9979

（土曜日・日曜日・祝日は除く、午前9時半から午後6時まで）

以 上